

○中島源陽委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

みやぎ県民の声の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて二十五分です。石田一也委員。

○石田一也委員 みやぎ県民の声の石田一也でございます。委員長のお許しが出ましたので、通告に従って質疑をさせていただきます。

初めに、八島委員からお話がありました。宮城県でもCSF、いわゆる豚熱による事例が発生いたしました。御対応いただいている関係の皆様には感謝を申し上げます。思います。

それでは初めに、ワクチン接種加速化推進費について伺いいたします。

同予算は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種実施に係る大規模接種会場の運営費ということですが、二回目までと同様にこの会場については東北大学、宮城県看護協会、宮城県病院薬剤師会、宮城県薬剤師会の御協力により運営されるということをお聞きしました。改めまして、関係の皆様には感謝申し上げます。十二月二十日からこの大規模接種会場、東北大学ワクチン接種センターが設置されるということが既に発表されておりました、昨日からインターネット上でも予約ができるような体制になっております。当面は医療関係者からの接種ということになりますが、高齢者、また、その後続く一般の方々の接種はいつ頃から始まる予定になりますでしょうか。

また、ワクチン供給体制について、スケジュールどおり十分な量が確保されているとの認識でよろしいでしょうか。御所見を伺いたいと思います。

○伊藤哲也保健福祉部長 大規模接種会場では、現在は国の方針に従い、二回目接種から八か月を経過した方を対象としております。接種間隔を八か月とするこの方針のままで行った場合ということで申し上げますけれども、十二月二十日の再開当初は、今年の四月までに二回目接種が終了した医療従事者への接種となりますが、一月中旬頃からは六十五歳以上の高齢者の接種が始まり、一般の方々は三月中旬頃から始まる予定となります。なお、我が県としては、特に高齢者や基礎疾患を有する方に関してできるだけ早く接種すべきと考えておりました、国の早期の前倒し判断を望んでおります。接種間隔を八か月置いた場合、来年三月までの追加接種の対象者は県全体で約七十四万人となり

ますが、現在ファイザーとモデルナ全体で約九十四万回分のワクチンが配分される見込みとなっており、各市町村と県の大規模接種会場全体に必要な量は確保されているという状況であります。接種間隔が我が県の希望するとおり六か月に前倒しになった場合には、来年三月までの追加接種の対象者が約百三十七万人と増えることとなります。現在の配分量ではワクチンの不足が見込まれますことから、国に対して必要な量のワクチンが配布されるよう要望してまいりたいと考えております。

○石田一也委員 ぜひよろしくお願いいたします。三回目の追加接種については医療従事者の皆さん、もう既に接種が始まっております。医療従事者の皆さんは基本、医療機関での接種が中心になるんだと思っております。高齢者の方、一般の方は先ほど知事の御説明にもありましたが、二回目までのときも一四%ぐらい利用されているというお話でございました。ただ、今の各市町村の接種体制がどうなるのかというのは分からないところも結構ありまして、前回までと同様に個別接種、集団接種、職域接種も含めて、一回目、二回目と同様に各市町村さんもそういった接種体制を取っていただけるという認識でよろしいのか、見通しをお示しいただきたいと思えます。

○伊藤哲也保健福祉部長 高齢者や一般の方々への接種は、一回目、二回目の接種と同様に市町村が実施主体となりまして、個別接種や集団接種により行うこととなります。既に、今月から個別接種や集団接種で追加接種を始めています。引き続き引き続き県としても連携して対応してまいりたいと思っております。職域接種については、一、二回目の接種を実施した企業や大学が実施を希望する場合、追加接種の実施が可能でありまして、初回接種を行った県内四十三の実施機関のうち二十一か所が実施を検討しており、三月から実施する予定となります。また、先月二十六日に企業等向け説明会が開催されておりまして、職域接種を実施した企業等において追加接種においても実施に向けた検討が進められているという状況であります。

○石田一也委員 近所の内科の先生で、三月ぐらいのインフルエンザの流行の状態によつては、なかなかワクチン接種に今回は協力できないかも、みたいな話をされているところがあって、その辺りは地域の皆さんも前回受けたところだという思いがある中で、若干心配をされているお声がありましたので、ちょっと今日触れさせていただきました。ぜひ連携を取って、できるだけ前回と変わらない形で進めていただけるとありがたいな

と思います。

追加接種については、先ほど御説明ありましたが、基本、国は間隔を八か月空けてというお話をされています。その中で英国では当初六か月の予定を三か月に前倒しをして、韓国でも四か月に短縮するという話になっております。また、全国知事会や全国医師会からも八か月ではなく六か月に前倒しをしてくれという御要望が出ていることも承知いたしております。その中で、この六か月に前倒しできる対象者を自治体の判断で拡大する方向で最終調整をしたいというような報道もありました。宮城県としては先ほど知事の御答弁で、希望する高齢者や基礎疾患のある方はぜひ前倒しをというお話がありました。介護従事者とか警察官とか教員の皆さんとか感染リスクの高い、いわゆるエッセンシャルワーカー、また、希望する妊婦さん等についても前倒しの対象に加えるべきだと思えますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○村井嘉浩知事 追加接種につきましては、我が県としてはワクチンの効果やウイルスの変異、健康危機管理の観点などから総合的に判断してできるだけ早期に接種すべきと考えております。現在国においては、追加承認される予定のモデルナ社製ワクチンを活用して、原則八か月の接種間隔をできるだけ前倒しする方針を表明しております。国の前倒しの判断はワクチン供給の見通しも踏まえて検討されると思われませんが、県としてはできるだけ早く確実に前倒しの接種を推進してまいりたいと思えます。このため全国に先駆けて、今月二十日に追加接種のための大規模接種会場をオープンすることにいたしました。恐らく当面は医療従事者だけになりますけれども、六か月前倒しされたときにすぐに対応できるようにしてまいりますので、そうなりますとおっしゃるようにエッセンシャルワーカーなど早めに打てるようになるのではないかなと思っております。

○石田一也委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

関連してですけれども、ワクチン接種後の体調不良などの事例が全国的に増加をしているという、そういう話が多く聞こえるようになってまいりました。大半は情報不足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないものと評価されていますが、十一月二十六日時点でワクチン接種後に一千三百六十八名の方がお亡くなりになっています。宮城県でも国の予防接種健康被害救済制度に基づく死亡一時金、また医療費などの申請が二十一件になったという話をお聞きいたしました。市町村への相談も結構あると聞い

ております。宮城県では副反応相談センターを開設して対応されていましたが、これまでの相談状況等、情報ありましたら、御説明いただきたいと思います。

○伊藤哲也保健福祉部長 県では、副反応についての心配や実際の症状の相談を受けるため、相談窓口として副反応相談センターを設置しております。主に被接種者等から接種部位の痛みや頭痛、倦怠感などワクチン接種後の症状等の相談を看護師の資格を有するオペレーターが受け付け、受診勧奨するなどの対応を行っております。七月五日の開設以降の相談件数は約一万二千件となっております。発熱、頭痛、倦怠感、接種部位の痛みなど症状に係る相談が大部分であります。県としては引き続き県民の相談に適切、早期に対応するため副反応相談センターの周知と運営に努めてまいります。

○石田一也委員 私自身も二回目のときは三十九度C近くまで熱が上がって、成人してそのくらい熱が出るというのはなかなかないものですから、相談はしませんでしたけれども結構びっくりしました。感染症にかかった方の後遺症も含めて、ワクチン接種を加速化させていくためにも、そういったケアみたいなものが必要なのだと思いますので、ぜひ対策の強化を国に求めていると思いますが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 今後、追加接種を円滑に運営するためにも、お話のように県民の方々がワクチンや感染症に対する不安を除去することは非常に大事だと思っておりますので、引き続きセンターの運営に努めますし、国のほうにも必要な情報の提供などについて要望してまいりたいと考えております。

○石田一也委員 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、ワクチン・検査パッケージ等定着促進費について、お聞きいたします。同事業は健康上の理由でワクチン接種を受けられない方が、ワクチン・検査パッケージ等のため必要となるPCR等検査を無料化する事業ということでございますが、先ほど質疑ありましたけれども、副反応の懸念というのはいいということですが、宗教上等の理由について、これは認められるものなのでしょうか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 本事業は、ワクチン接種を受けられない方が陰性の検査結果をもって、飲食、それからイベント、それから旅行などの経済社会活動に参画できる社会環境づくり、これを進めていくことを目的としております。無料検査の対象と

いたしましたは、先ほどもお話しいたしました。国の地方創生臨時交付金制度要綱の改正案におきまして、基礎疾患、それから副反応の懸念など健康上の理由に該当するものとされており。また、

○石田一也委員 宗教上の理由だと多分、健康上の懸念には当たらないのかなと思うんですが、これはいかがなものでしょうか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 先ほど、解釈という話も出ましたけれども、御指摘の点に限らないんですが、このワクチン接種を受けられない理由というのはやはりその方々それぞれ、いろいろな理由をお持ちで、こちらの想定できない理由で接種されていない方もいろいろいるだろうと思われ。そういった中で、打たない背景だとか考え方というものが、その健康上の理由と関連性があるということであれば、これは無料の対象になり得るのかなと現在考えております。

○石田一也委員 広く解釈すれば副反応の懸念ということ、漠と捉えていただけたらというところで解釈したいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 先ほど申し上げましたとおり様々なケースがあると思っておりますので、そのケース、ケースで考えてまいりたいと思っております。

○石田一也委員 なかなか、ちよつと、ありがとうございますと云いにくいですが、もしも……。聞かれたらそういうふうに答えたいなと思っております。よろしくお願いいたします。このPCR検査等の有効期限について、抗原定量検査を含むPCR検査については三日以内とお聞きしております。また、抗原定性検査だと一日が有効だと説明を受けました。今回の事業は補正ですので令和三年度に限られるということですが、この年度中であれば、何度でも利用が可能になるものなのか、また、来年度以降についても事業の継続が必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 本事業は、ワクチン接種を受けられない方が陰性の検査結果をもって経済社会活動に参画できる環境づくりを目的としていることから、無料検査の回数には特段の制限を設けることはしておりません。一方で、国の実施要領におきましては、お一人で月四回以上検査を希望する際には、事業者、つまり薬局や検査機関でその理由を確認することとしているということでございます。また、事業期間が来年三月末までとされていることも踏まえまして、県では、関係団体への趣旨説明・参画

呼びかけなど、早期の事業開始に向けて鋭意準備を進めているところでございます。来年度以降の事業継続につきましては、今現在準備を進めているところでございますので、まずは、本年度一生懸命やりますけれども、県内の検査実績、それから他県の状況なども踏まえながら、必要に応じて国に要望してまいりたいと考えております。

○石田一也委員 今回はすつと腑に落ちました、ありがとうございます。

今度は飲食店さんの話になりますが、この同制度の活用を希望する飲食店さんが登録を希望する場合、いわゆるみやぎ飲食店コロナ対策認証の取得というのが条件になりますでしょうか。

また、三重県では同制度を活用する飲食店さんの登録が既にスタートしております。宮城県での登録開始はいつ頃を予定してますでしょうか。

○鈴木秀人環境生活部長 国の基本的対処方針では、ワクチン・検査パッケージ制度の飲食店における適用範囲は第三者認証制度の適用店とされてございます。そうしたことでございますので、これを我が県に当て込みますと、みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の認証店が対象となります。我が県におきます認証店でございますけれども、接待を伴う飲食店を含めまして、先週末十二月十日現在であります、約三千百店となっております。ワクチン・検査パッケージ、この制度は登録のみならず検査場所の確保が伴わなければ効果が発揮できないと考えてございます。検査場所の設置などのタイミングに合わせまして、できるだけ早く飲食店の登録が開始できるよう準備を進めているところでございます。

○石田一也委員 ぜひよろしくお願いいたします。一時期、なかなか認証を取るお店が少なくてちよつと大変でしたけれども、ここに来て大分増えてきたと思っております。また、このワクチン・検査パッケージ制度を使うというのがインセンティブになるのではないかなと思いますので、引き続き認証店を増やすことについても御尽力いただきたいと思えます。

ワクチン・検査パッケージ事業の開始に合わせて、ワクチン接種証明書アプリの運用も今月二十日から開始されるという報道がありました。一方で、国が導入したワクチン接種記録システムの中に約十六万件的誤りが見つかって、更に確認の必要なデータが五百万件程度あるとお聞きいたしました。宮城県の状況について御説明いただきたいと

思います。

○伊藤哲也保健福祉部長 報道でその内容は承知しておりますけれども、その件については、市町村の登録の現場の問題だと思っております。申し訳ありませんが県としてその点は了解しておりませんのでお答えできません。申し訳ありません。

○石田一也委員 市町村の事業だと思っておりますが、結構この大変な時期に修正作業が大変だというお話なものですから、県にも情報が上がっているのではないかなと思いい、今ちよつと追加で質疑させていただきました。ぜひ、その辺の情報も入手していただいて、何か支援できるところがあれば県のほうでもバックアップしていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について伺います。

これについては先ほど守屋委員の質疑で詳しく概要説明をいただきましたので、概要の質疑については割愛をしたいと思います。この緊急小口資金だったり総合支援資金ですかね、社会福祉協議会が窓口になっていて、一時期利用者が多くて殺到したというところで、労働金庫なども窓口にして受付をしていただいております。今現在は社会福祉協議会だけと聞いておりますが、今回、追加の再支給だったり、そういったことで条件が少し変わって、また応募が増える可能性があるのではないかなと思うのですが、この辺り、窓口を増やしたりというお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○伊藤哲也保健福祉部長 お話のように、支給の対象の可能性のある方は既に社会福祉協議会が取り扱っている資金の貸付けを受けた方です。この方々に対してはしっかり周知や説明をしまいたいと思っておりますけれども、県内に四か所あります自立相談支援センターは十七名の職員で対応しております。今後、お話のように要件の拡大などがありますので、もし人員が足りないような場合には、その業者と相談しながら、県としてもしっかりと対応を取って、説明や相談、申請に対応してまいりたいと思ひます。

○石田一也委員 ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、原油価格高騰対策費についてお聞きします。

こちらのスキームについては先ほど守屋委員の質疑の中で詳しく御説明いただきま

した。その中で、現時点で実施を予定している市町村が二十三市町という御答弁もありました。逆に言うと、実施予定のない市町村については、ぜひ実施するべきだと思うのですが、その辺り、県と何かしらの情報共有というんでしょいか、県のほうからぜひやってくれというような話をする予定があるのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思っています。

○伊藤哲也保健福祉部長 先ほど二十三の市町が実施予定と伺っているとお話しいたしましたけれども、栗原市さんでは既に事業を開始しておられます。栗原市を含め二十三市町で実施予定でありますけれども、残る十二市町村については、昨日時点での把握だったんですが検討中という御回答でありました。この中には、県の予算を可決していたらという、動向を見ながら検討するところもあると思いますので、二十三市町より更に実施する市町村は増えるものと考えております。

○石田一也委員 同じ宮城県に住んでいて、対象になる市町村とそうじゃない市町村があるのは、この制度はあまりよくないのかなと思いますので、ぜひ県のほうでその辺の誘導とは言いませんけれども、御説明を強化していただきたいと思っております。

この第九号補正予算では、入所系の老人福祉施設や保育施設に上限五千円ということでございます、通所系の施設や私立認可保育所については定員一人当たり上限二千五百円が支給されるということです。これはこれで本当に各施設には大変ありがたい制度だと思うんですが、支給に伴う事務作業とか事務費を考えると、国民民主党だったり日本維新の会が議員立法で、トリガー条項凍結解除法案というんですかね、これを国会に提出していて、こちらのほうが幅広い原油価格高騰対策になるのではないかというお話をされています。こういった考え方について、御所見を伺いたいと思います。

○志賀真幸企画部長 ガソリン価格の高騰が続いた場合に、ガソリン税などの一部の課税を停止するいわゆるトリガー条項の凍結解除についてでございますけれども、まさに国会でも議論されております。全国的な小売価格の抑制につながる一方で、発動までの期間ですとか流通への影響等の課題も指摘されているところでございまして、なお、国会における議論をしっかりと注視していく必要があると考えております。いずれにいたしましても、県といたしましては燃油価格高騰が県民生活や企業活動に深刻な影響を与えておりますことから、国の経済対策を踏まえ必要な支援策を講じるための補正予算案



を計上しているところですのでございまして、速やかに対策を講じてまいりたいと考えております。

○石田一也委員 ぜひよろしくお願いいたします。

施設園芸省エネルギー化対策費について。

こちらについても事業概要をお聞きする予定でしたが、守屋委員への御答弁の中で詳しい御説明をいただきました。その上で、今回資材や機器を購入する場合に、性能というんですかね、この補助の何かしら基準というんでしょうか、省エネ性能みたいな、もう定められているようなものはあるのでしょうか。何でもいいんでしょうか。

○宮川耕一農政部長 厳密に定めているわけではございませんけれども、一応、全体で一五%程度の省エネの達成を目標にさせていただくという前提であります。省エネ化を図るということで国のほうでそれに対しての燃料費を補填するという事業がございます。今回の私どものは資材ということになりますけれども、おおむねそれに倣った形で取り組んでいただくことを基本にしたいと考えております。

○石田一也委員 大変な状況ですけれども、やはり省エネにならないのではあまり意味がないと思いますので、ぜひ、その辺りはよろしくお願いしたいと思います。既に事業化されているセーフティネット構築事業と併せて、ぜひ多くの方に利用していただければいいと思います。

希望を申し上げますので、終わりたいと思います。

ありがとうございます。